

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の公布について（令和6年6月26日公布）

令和6年7月18日 新座市地域自立支援協議会運営委員会資料



性犯罪者情報が学校や保育所等に提供されることになるという趣旨で報道がありました。この法律による義務、責務を有するのは障がい児者の支援をする事業所も含まれていますので、一部の概要を御説明します。

この法律の目的

- ▶ 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにする。
- ▶ 学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組みを定める。
- ▶ 当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定める。
- ▶ 教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設ける。



障がい児通所支援事業所や障がい福祉サービス事業所もこの制度の対象となる又はなり得るため、この度協議会で周知を図ります。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者の定義

▶ 学校設置者等とは

- ▶ 学校、児童相談所、乳児院、保育所のほか、指定障がい児通所支援事業所が含まれている。

▶ 民間教育保育等事業者とは

- ▶ 障がい児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援を行う障がい福祉サービス事業所が含まれている。



事業所側でこの制度の対象となるのは、主にこの2つです。
協議会委員の皆様としては、学校設置者等は障がい児通所支援事業所、民間教育保育等事業者は居宅介護と短期入所と、まずは覚えましょう。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務

- ▶ 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある。
- ▶ 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する。



学校生設置者等と民間教育保育等事業者の共通の責務です。

学校設置者等が講ずべき措置等

- ▶ 学校設置者等は、教員等としてその業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならない。
- ▶ 学校設置者等は、この法律の施行の際、教員等として業務に従事させている者等については、一定の期間内に、その全ての者について、犯罪事実確認を行わなければならない。
- ▶ これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を講じなければならない。
- ▶ 学校設置者等は、5年を超えて引き続き教員等として業務に従事させるときは、一定の期間内に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならない。



学校生設置者等で働く人に対しては、これから働く人も、既に働いている人も、犯罪事実確認を行わなければならない、一定期間ごとに再確認をしていかなければならないようです。

民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置

- ▶ 民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。
- ▶ 内閣総理大臣は、認定等をしたときは、その旨と、認定を受けた民間教育保育等事業者の氏名又は名称等を公表する。
- ▶ 認定事業者等は、事業に関する広告等に、内閣総理大臣が定める表示を付することができる。
- ▶ 認定事業者等は、従事者について、学校設置者等と同様の犯罪事実確認を行わなければならない。



民間教育保育等事業者は、学校設置者等と同等の措置に対応できる
とき、内閣総理大臣の認定を受けることができ、認定を受けたとき
はそれを公表されるようです。
また、認定を受けた事業者はその旨を表示できるようです。
そして、認定事業者は、犯罪事実確認を行う義務が課せられます。

犯罪事実確認書の交付

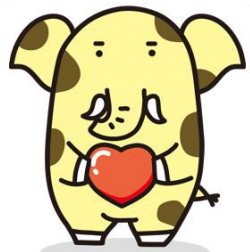
- ▶ 対象事業者（犯罪事実確認を行わなければならない者をいう。）は、従事者について、内閣総理大臣に対し、犯罪事実確認書の交付を申請することができる。
- ▶ 内閣総理大臣は、交付申請をした対象事業者に対し、当該交付申請に係る申請従事者の犯罪事実確認書を交付する。



「犯罪事実確認を行わなければならない者」とは、学校設置者等と、認定を受けた民間教育保育等事業者等を指すと思われます。

法の施行

- ▶ 令和6年6月26日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



直ちに措置を講じる必要はないようですが、対象となる学校設置者等や民間教育保育等事業者は、今後の動きを注視していく必要があります。今回の法の詳細も含め、子ども家庭庁からの発表を御確認ください。説明は以上です。ありがとうございました。